

議事① 南城市地域公共交通会議規約等の制定について

〈協議事項〉

南城市地域公共交通会議設置要綱を廃止し、南城市地域公共交通会議規約等を制定するもの。

理 由

令和6度以降に南城市地域公共交通網形成計画を見直し、南城市地域公共交通計画を策定するにあたり新たに追加する事項があること、道路運送法の改正に伴い、運賃協議分科会の設置に関する事項を追加すること、軽微な修正等が広範囲にわたること等の理由により、南城市地域公共交通会議設置要綱を廃止し、新たに南城市地域公共交通会議規約等を制定するものである。

主な内容

- ・南城市地域公共交通会議設置要綱を改め、南城市地域公共交通会議規約とする。
- ・会議の事業へ地域公共交通計画に関することを追加。会議の事業から運賃、料金等に関するものを削除し、運賃協議分科会を設置できることを追加。（第3条、第12条関係）
- ・事務局に関する事項を追加。（第13条関係）
- ・経費の負担に関する事項を追加。（第14条関係）
- ・監査に関する事項を追加。（第15条関係）
- ・財務に関する事項を追加。（第16条関係）

上記に関連する規約等

(新規)

資料①南城市地域公共交通会議規約

資料②南城市地域公共交通会議事務局規程

資料③南城市地域公共交通会議財務規程

(廃止)

参考資料①南城市地域公共交通会議設置要綱